

才3回愛媛県農業協同組合大会 経過報告

才20回愛媛県農協大会は、昭和45年2月18日松山市農協会館に県下300余の農協代表者の参集を得て開いた。

この大会は、前大会の「農協組織の整備強化に関する決議」にもとずき、「愛媛県農業基本構想」を決定する大会であった。

この大会で決議された議案は、才1号議案愛媛県農業基本構想の決定、才2号議案農業基本構想の推進に関する決議、才3号議案農協組織の整備促進に関する決議、緊急動議と以下議案別に決議事項の推進経過を報告する。

才2号議案 農業基本構想の推進に関する決議

農協中央会は、4月理事会で大会決議を実行するため、「農業基本構想推進要綱」を定めた。この要綱の内容は (1) 基本構想の学習活動の徹底 (2) 農協再編成の促進 (3) 営農団地造成および農協長期計画策定の推進 (4) 政策への提言の実現と4目標を定め、推進体制としては、(1) 県段階に基本構想推進対策委員会を設置する。(2) 農協再編成地区ごとに地区農業基本構想推進対策委員会を設置する。(3) 事務局体制としては、基本構想推進班を設置する等であった。

大会決議後10か月の主な経過と問題点は次のとおりである。

推進体制については、県段階は6月下旬、地区段階は6月上旬組合長会を経て設置された。事務局は経済連1名、共済連1名の出向を得て合計6名で発足した。

各目標ごとの推進内容は、

(1) 学習活動の徹底については、「基本構想学習推進要領」を定め、単位農協段階における各種団体代表者学習、部落段階の学習と2段階の学習会開催を推進した。中央会は、4月から9月までを一斉学習期間と定め、推進した結果は次表の通りである。

農業基本構想学習総括表

	農協学習会 開催数	部落学習会 開催数	協力組織開催数		延参加人員
			青壮年部	婦人部	
西条	10農協	72部落	3	11	2,665人
今治	18	49	11	19	5,271
松山	32	181	15	17	11,344
八幡浜	18	93	15	14	6,911
宇和島	14	149	13	13	6,496
合計	94	544	57	74	32,687

(2) 農協基編成の促進については、再編成地区ごとに地区対策委員会を設置して、合併推進を進めている。

西宇和・八幡浜地区 44年6月から合併研究会を開催し、45年6月合併構想案を作成した。7月を中心に、各農協の役員会で構想案の説明を行なった。この段階で、各役員の見解をまとめ対策をはかりつつある。

宇和島地区 45年5月から基本構想に示す地域区分につき検討し、8月組合長会で一応宇和島以南地区と吉田、明浜地区ならびに宇和青果農協の二本建ての構想を樹立しそれぞれ検討することになっているが、組織事業の重複が今後の課題となっている。

伊予地区 45年4月から合併構想の策定に入っており、現在調査研究中である。

以上の地域が45年度の重点地区であるが、その他の地区は

上浮穴地区 45年8月から研究会が発足した。

大洲地区 45年11月から研究会が発足した。

周桑地区 周桑農協と東予園芸農協との間に合併、事業調整の打合わせが進められている。

今治地区 45年11月から研究会が発足した。

伊予三島地区、西条地区 両地区とも専務、参事により、合併構想策定の研究会が進められている。

温松地区 対策委員会で検討している。

農協中央会理事会は45年8月合併推進年次計画を定めた。

この計画は、基本構想が5か年で13農協完成を目標としているのに対し農業情勢の激しい変動に対応して、早期に合併を完成する必要があるため3か年計画として決定した。

(3) 営農団地造成および農協長期計画の策定の推進

基本構想では、県下の営農団地をかんきつ7、稲作8、養豚9、養鶏7、酪農6、団地野菜については、16品目の団地を定めている。

このビジョンを進めるため、営農団地化構想図(5年後の戦略目標)を作成し、団地化体制の確立をはかるよう準備中である。

長期計画の策定は、全国運動としての総合3か年計画の内容をもち込み、各連合会では46年を基点とする計画を策定中である。この運動にあわせ農協においても全県的長期計画運動を進めるため準備中である。

(4) 政策への提言

全国問題については、全国農協中央会の「基本農政の確立について」にありこまれており、全国運動として対応している。なお45年10月の才12回全国農協大会で基本農政の確立ならびに農政活動体制の整備が決議され一段と強化された。特に重要作目ごとに生産、流通、価格対策については、県が設置している新農政策定会議に具体的内容をおりこむよう要請した。

そのうちかんきつ農業に対する施策については、9月補正予算において (1) 栽培の省力化(作業道整備) (2) 品質向上対策、(3) 品種更新事業、(4) 加工の促進とかんきつ体制の体系化が出来上った。

また、かんきつなど加工原料の価格安定対策につき全国農協大会で主旨採択され、全国段階、県段階でも検討が進められ始めた。

才3号議案 農協組織の整備促進に関する決議

中央会はこの決議をうけて、昭和45年5月県下全農協について、事業競合の事実関係について報告をもとめ、その実態把握を行なった。

その結果、回答を得た農協のうち、事業競合があると報告のあったものは26組合、事業競合はないが中央会へ要望のあるもの2組合、合計28組合が、事業競合で中央会へ要望があることが把握できた。

その結果では総合農協相互間7件、総合と青果専門間18件、総合と養鶏専門間2件、総合と養蚕専門間2件、総合とたばこ耕作組合間2件、総合と生協間1件、総合と経済連間1件、青果専門と経済連間1件、合計36計に達している。

関係組合では、それぞれ自主的な解決に努力が払われているが、中央会としても、これが解消のため、積極的な指導をしている。

緊急動議 農政活動強化に関する決議

大会決議をうけて、45年4月18日愛媛県農政同志会が結成され、会員増加に努力した結果45年11月末日現在139分会78,978名が組織されている。

オ1号議案 総合3カ年計画の実践に関する決議(案)

中央会提案

全国の農業協同組合は、オ12回全国農協大会において農業基本構想ならびに生活基本構想にもとづく総合3カ年計画を決定した。

激動する70年代の社会、経済情勢に対処し、組合員の営農と生活を守り、向上させていくため、われわれは、この全国大会の方針を確認し、オ20回大会で決定した愛媛の農業基本構想を基調に総合3カ年計画を樹立し、積極的に実践するため下記事項の実現を期する。

記

- 1 各農協は、基本構想に示す組織再編成を、昭和48年度末までに実現すること。
- 2 中央会ならびに各連合会は農協組織再編成実現のため積極的指導援助を行ない、全国段階を含む系統組織の機能の明確化と整備合理化に努める。
- 3 農協ならびに各連合会は、基本構想にもとづく農協組織再編成を前提として総合3カ年計画を樹立し、その実践に努める。

以上決議する。

昭和45年12月9日

オ21回愛媛県農業協同組合大会

オ2号議案 生活基本構想の実践に関する決議(案)

中央会提案

われわれは、オ12回全国農協大会において、自立自主互助協同の精神をもとにして、生活への取組みを強め組合員の生活の防衛向上をはかるとともに、自然に恵まれた明るい農村地域社会を建設するため、農村生活の課題と農協の対策の方向を示す生活基本構想を策定した。

よって本県農協は、組織をあげてこの構想の具体化をはかるため下記事項の実現を期する。

記

- 1 各農協は、生活活動体制の整備充実を図るとともに、生活面事業を拡充強化する。
- 2 中央会および各連合会は、農協の生活活動に対し、

積極的指導を行なう。

以上決議する。

昭和45年12月9日

オ21回愛媛県農業協同組合大会

オ3号議案 基本農政の確立ならびに農政活動体制の整備に関する決議(案)

中央会提案

日本の農業は未曾有に激しい局面に遭遇している。とくに米の過剰は深刻であり、需給の均衡を回復することが、当面の緊急課題となっている。また経済の国際化の中で、農畜産物の輸入圧力は日を追って増大し国内農業の大きな脅威となりつつある。

われわれは、かかる深刻かつ苛烈な事態にあたり、オ12回全国農協大会において、基本農政の確立と農政活動体制の整備に関する決議をした。

よって、本県全農協は、この決議の実現を期するため、下記事項を強力に推進する。

記

- 1 基本農政の確立

政治意図の結集をはかり、農政同志会との提携を強化して積極的な活動を展開し、前其会決議の実現を期する。
- 2 体制の整備強化
 - (1) 各農協は作目別生産者組織の確立をはかり、自主的活動を強化する。
 - (2) 中央会は作目別農政対策本部を整備し、積極的な農政活動を強化する。

以上決議する。

昭和45年12月9日

オ21回愛媛県農業協同組合大会

オ4号議案 畜産事業の危機対策に関する決議(案)

経済連・酪連提案

国民経済の高度成長とともに、わが国の畜産は著しい伸長を遂げ、いまや系統農協においても中核的事業として発展しつつあり、しかも最近における米の過剰現象にもとなり転作対策等深刻な現実の中で、畜産にその打開の方向を求めようとしており、日本農業の将来の展望の中で畜産事業に寄せられる期待は益々倍加

されようとしている。

しかるに、最近の畜産をめぐる情勢は畜産物価格の低迷飼料価格高騰、産業資本の畜産直接支配の動向など農業畜産の前途は楽観を許さない極めてきびしいものがある。また最近の農家畜産経営の内容は極度に悪化し、農協の畜産事業もまさに危機に直面していると言えるのである。よってこの危機を打開するため下記事項について、国、県、なむびに関係機関に対し強く要請するものである。

記

- 1 畜産物価格安定に関する対策
 - (1) 畜産物価格安定法等による政策価格の改訂
 - (2) 畜産物価格安定諸制度の強化
 - (3) 畜産物貿易自由化の阻止
 - (4) 系統農協による畜産物加工施設の整備拡充
 - (5) 卵価低落時における液卵加工、保管対策の整備強化
- 2 畜産農家経営安定に関する対策
 - (1) 畜産公害対策施設に対する大中助成
 - (2) 素畜、飼料代等経営資金の低利制度融資対策強化
 - (3) 畜産農家経営指導体制の強化
- 3 飼料需要ならびに価格安定に関する対策
 - (1) 飼料用穀類ならびに粗飼料の国内自給度向上に対する積極的政策の展開
 - (2) 輸入先分散のため開発輸入への積極的助長
 - (3) 輸入飼料穀類の調整保管の拡大
 - (4) 飼料用米穀の大量低価放出
- 4 畜産物の消費拡大に関する対策
 - (1) 政策需要の積極的な開発推進
 - (2) 流通合理化に対する行政指導の強化ならびに助成措置
 - (3) 生産者団体の行なう消費拡大事業に対する支援
- 5 酪農近代化基本法の早期制定

酪農経営所得拡大のため、酪農製品の生産体制、流通体制を強化するための抜本的法制化

以上決議する。

昭和45年12月9日

オ21回愛媛県農業協同組合大会

5の紙面に続きます。

45/12.20

54/2/20

才5号議案 果樹農業振興に関する決議(案)

青果連, 八幡浜地区協議会提案

生産過剰と自由化圧力など, 内外のきびしい情勢に対処し, 本県農業を総合的に発展させるという視点に立って, 本大会は, 政府並びに県当局が, 果樹農業の振興をはかるため, すみやかに下記事項を実現することを要請する。

記

- 1 グレープフルーツの輸入自由化に関し, 政府は毅然たる姿勢を示し, 米国が日本みかんの輸入解禁州を拡大するなど, 内外の条件が整備されるまでこれを延期すべきである。
- 2 政府は, すみやかに果実加工振興事業団(仮称)を設け, 果実加工品の保管買入れ, 売渡し, 一元輸入ならびに主産県の加工原料果実価格安定基金(仮称)に対する生産者補給金の交付等により, 果実加工品および原料果実の需給と価格安定をはかるべきである。

また県は, 全国制度の実現に先行して「愛媛県加工原料みかん価格安定基金」(仮称)に出資し, 基金の交付する生産者補給金に対する助成を行なうことにより, 本県果実加工業の安定的発展と加工原料みかんの価格安定に努めるべきである。

- 3 寡雨地帯の本県果樹産業にとって, 水資源の開発は不可欠の要件であって, 最も緊急に実行しなければならない。

殊に, 南予地域における水資源開発については, これを県ならびに国営の事業としてすすめ, 地元負担の軽減をはかると共に, 肱川水系の水は, 南予地帯に対して優先配水の対策を講ずる。

以上決議する。

昭和45年12月9日

才21回愛媛県農業協同組合大会

宣 言 (案)

本日, ここに才21回愛媛県農業協同組合大会を開催し, こんごの農協運動の基本方向を決定した。

われわれは, 決意を新たに激動する70年代に対処し, 農政の確立と大会決議の実現を期し, 併せて, 総合3か年計画による豊かな農村社会の建設にまい進するものである。

以上宣言する。

昭和45年12月9日

才21回愛媛県農業協同組合